

水質総量削減制度（計画）の概要 （水質汚濁防止法第4条の2及び第4条の3）

人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域（瀬戸内海等）の水質汚濁を防止するため、海域へ排出される汚濁物質の総量を基準値以下に削減する制度（昭和53年の法改正により導入）

総量削減基本方針(環境大臣が定める)

目標年度、削減目標量(府県別)、削減に関する基本的事項

第9次総量削減計画(大分県)の策定方針

令和4年1月に国が策定した「第9次総量削減基本方針」における大分県の削減目標量(目標年度:令和6年度) (単位:t/日)

	目標量	R1実績値
COD	25(▲3)	28
窒素含有量	30(▲2)	32
りん含有量	2.2(▲1)	2.3



総量削減計画(都府県知事が定める)

削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるもの

- 発生源別(生活排水、産業排水、その他)の削減目標量
- 削減目標量達成のための方途 等

第9次大分県総量削減計画

発生源別の削減目標量を設定
人口・産業の動向・処理技術の水準
下水道整備の見直し等を勘案

(単位:t/日)

COD	目標量	R1実績
生活排水	8(▲3)	11
産業排水	12	12
その他	5	5
合計	25(▲3)	28

窒素含有量	目標量	R1実績
生活排水	7(▲2)	9
産業排水	6	6
その他	17	17
合計	30(▲2)	32

りん含有量	目標量	R1実績
生活排水	0.5(▲0.1)	0.6
産業排水	0.5	0.5
その他	1.2	1.2
合計	2.2(▲0.1)	2.3

事業の実施
・下水道・浄化槽等の整備 ・再生水利用の推進

総量規制基準
・日平均排水量50m³以上の特定事業場に対する負荷量(=濃度×水量)の規制

削減指導等
・小規模事業場等対策 ・未規制事業場対策
・農業、畜産等